

仕 様 書

共 通 仕 様 書

共通仕様書は、三重県発行の三重県業務委託共通仕様書によるものとする。

(平成 27 年 11 月)

以上とするが、請負契約書及び下記の法令等により行い疑義を生じた場合に監督職員と協議し実施すること。

(1) 国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)

(2) 国土調査法施行令(昭和 27 年政令第 59 号)

(3) 地籍調査作業規程準則(昭和 32 年総理府令第 71 号)

同運用基準(平成 17 年国土国第 423 号国土交通省土地・水資源局長通知)

(4) 地籍図の様式を定める省令(昭和 61 年総理府令第 54 号)

(5) 地籍簿の様式を定める省令(昭和 53 年総理府令第 3 号)

(6) 地籍調査事業工程管理及び検査規程

(平成 14 年国土国第 591 号国土交通省土地・水資源局長通知)

(7) 地籍調査事業工程管理及び検査規程細則

(平成 17 年国土国第 424 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)

(8) 地籍調査事業(外注)実施要領

(平成 16 年国土国第 492 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)

(9) 地籍調査外注化実施マニュアル

(平成 14 年 12 月国土交通省土地・水資源局国土調査課発行)

(10) 地籍調査成果電子納品要領

(平成 17 年国土国第 12 号国土交通省土地・水資源局長通知)

(11) 地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン

(平成 17 年国土国第 13 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)

(12) 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)

特 別 仕 様 書

1. 総 則

- 1-1 この特別仕様書は、木曽岬町が発注する地籍調査事業に係る委託業務に必要な細部事項について定めるものとする。
- 1-2 この仕様書に定めた事項で、共通仕様書と重複する事項は、本仕様書を優先するものとする。
- 1-3 この仕様書の条項中、設計図書に無い工程（成果品を含む）は適用しないものとする。

2. 現場代理人及び主任技術者

- 2-1 現場代理人は、測量士、地籍主任調査員、地籍調査管理技術者及び地籍調査工程管理士の資格を有する者でなければならない。
- 2-2 主任技術者は、測量士、地籍主任調査員、地籍調査管理技術者、地籍調査工程管理士、地籍総合技術監理者及び地理空間情報専門技術者基準点測量1級の資格を有する者でなければならない。
- 2-3 担当する技術者は、官公庁の地籍調査測量業務（C・E・F・FR・G・H 工程）全ての工程の実績を有する者でなければならない。

3. C工程（地籍図根三角測量）

- 3-1 選点図及び観測計画図については監督職員の承認を得なければならない。
- 3-2 標識の規格は、鉄線入りコンクリート（10 cm×10 cm×70 cm）（杭番号入り）とするが、監督職員と協議し決定するものとする。
- 3-3 その他、規定に準拠し実施するものとする。

4. E工程（一筆地調査）

- 4-1 地籍調査事業（外注）実施要領及び地籍調査外注化実施マニュアルに準拠し実施するものとする。
- 4-2 調査期間において土地の異動を把握するため、現地調査の通知の前に土地の所有者その他の利害関係人について、再度登記簿と照合するものとする。

5. F工程（地籍細部測量）

- 5-1 細部図根点選点図については監督職員の承認を得なければならない。
- 5-2 地籍図根多角測量を省略した場合、TS法による1次の多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線から外側50度以下の地域内に選定することを標準とし、路線内の夾角は60度以上を標準とすることとする。
- 5-3 細部多角点の座標値及び標高値は、TS法の場合には厳密網平均計算によりもとめることを標準とし、GNSS法による場合は三次元網平均計算により求めるものとする。
- 5-4 標高値は地籍図根多角測量を省略した場合の1次の細部多角点において求めるものとする。
- 5-5 本契約時において、現地境界立会い調査により筆界未定地等の不確定な筆界点の細部測量等について、契約期間内に筆界点が確定された場合は、請負者の負担にて、測量成果を作成するものとする。

また、地籍図作成に関し、道路、水路、民地の筆界点杭の復元作業の必要が生じた場合は、請負者の負担にて復元測量を行うものとする。
- 5-6 F1工程完了後における各図面等の成果品については、カラープリンターにより道路、水路等の地目別に着色を行うものとする。また、図面への地目、所有者（現所有と登記簿名義人を区別）、実測値の記載を行うものとする。閲覧後、1ヵ年以内において、地籍図等の訂正が生じたときは、請負者の負担にて速やかに地籍図（原図、複図等）を訂正、もしくは、再作成を行い納品するものとする。
- 5-7 その他、規定に準拠し実施するものとする。

6. G工程（地積測定）

- 6-1 単位区域を構成する各筆の面積の合計と当該単位区域の面積が等しくなるかどうか点検するものとする。
- 6-2 その他、規定に準拠し実施するものとする。
- 6-3 閲覧を実行する前にG工程までの県検査を終了できるようにするものとする。

7. H工程（地籍図・地籍簿案の作成、地籍図複製ほか）

- 7-1 地籍調査外注化実施マニュアルに準拠し実施するものとする。
- 7-2 その他、規定に準拠し実施するものとする。
- 7-3 調査期間において土地の異動を把握するため、地籍簿案の作成の前に土地の所有者その他の利害関係人について、再度登記簿と照合するものとする。

8. 納入成果品

- 8-1 別紙に定める記録及び成果のほか、磁気記録及び監督職員の指示するものについて、納品を行わなければならない。
- 8-2 成果品においては第三者機関による成果検定を受けるものとする。
- 8-3 成果品は、町が保有する地籍調査支援システム内にも格納し、町職員が成果を活用できるようにしなければならない。

9. その他

- 9-1 実行機関は、地籍主任調査員(社団法人全国国土調査協会)を在勤させ、現場代理人及び主任技術者に対し、円滑に調査を実施できるよう調査の調整を行うものとする。
- 9-2 一筆地立会調査(E2)と一筆地測量(FⅡ-1)については、計画区の事情により、一筆地立会調査前に計画区の道路、水路で囲まれた土地と各筆ごとの復元を指示する場合がある。
- 9-3 受託者は、本業務で知り得た成果及び個人情報等を他に漏らしたり使用してはならない。なお受託者は、プライバシーマーク(JIS Q15001:2006)またはこれと同等以上の認証取得をしていなければならない。
- 9-4 源緑輪中地区の一部については、都市部官民境界基本調査実施済のため、その成果を用いること。

9. 納入成果品

単位作業		記録及び成果
1. 各単位作業共通		①工程表 ②磁気記録(地籍フォーマット 2000) ③監督職員の指示するもの
2. 地上法による地籍測量	(1)地籍図根三角測量 (C 工程)	①基準点等成果簿写 ②地籍図根三角點選点手簿 ③地籍図根三角點選点図[準則第 50 条] ④地籍図根三角測量観測計算諸簿 ⑤地籍図根三角点網図[準則第 52 条] ⑥地籍図根三角点成果簿[準則第 52 条] ⑦精度管理表 ⑧測量標の設置状況写真
	(2)地籍細部測量 (F 工程). F I 工程 細部図根点測量 F II 工程 一筆地測量、データ整理 原図の作成、 地籍図一覧図の作成	①細部図根點選点図[準則第 61 条] ②細部図根測量観測計算諸簿 ③細部図根点網図[準則第 67 条] ④細部図根点成果簿[準則第 67 条] ⑤一筆地測量観測計算諸簿 ⑥筆界点番号図[準則第 74 条] ⑦筆界点成果簿[準則第 74 条] ⑧精度管理表 ⑨地籍図一覧図[準則第 74 条] ⑩原図[準則第 74 条] ⑪地籍明細図(必要な場合)[準則第 75 条]
3. 一筆地調査 (E 工程)		<E1工程> ①一筆地調査図素図 ②地籍調査票綴 ③作業日誌 ④土地台帳 ⑤名寄帳 ⑥法務局備付地図写※データ提供の場合を除く ⑦土地登記簿写※データ提供の場合を除く
4. 地積測定 (G 工程)		①地積測定観測計算諸簿 ②地積測定成果簿[準則第 87 条] ③筆界点座標値等の磁気記録 ④精度管理表
5. 地籍図・地籍簿案の作成、 地籍図複製ほか (H 工程)		①地籍調査結果閲覧表 ②地籍図複図(2 部)